令和７年度　市民税・県民税・国民健康保険税の申告について

■申告が必要か不明な方は下記のフローを参考にするかお問い合わせください。

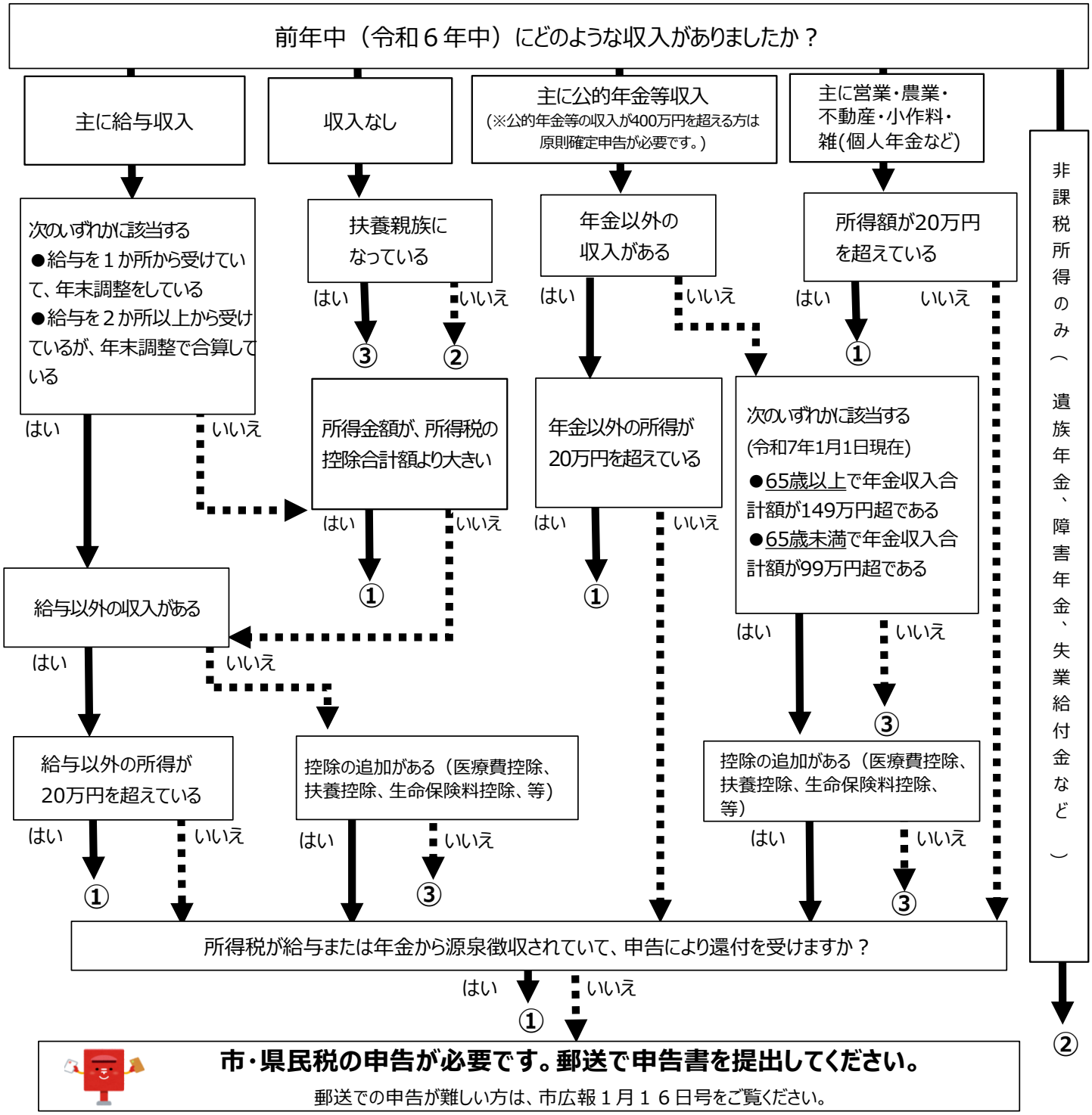

◎収入とは自営業者の場合は売上金額となり、サラリーマンの場合は、社会保険料などを差し引く前の総支給額となります。所得とは収入からその収入を得るために支出した金額（必要経費）を差し引いた額になります。給与所得、公的年金の雑所得の求め方については、裏面の■給与所得金額速算表、■公的年金等に係る雑所得金額速算表をご覧ください。

判定	結果	申告相談先	注意事項
①	所得税の確定申告が必要な場合があります。	酒田税務署	●所得金額が所得税の控除合計より大きければ、確定申告が必要です。(所得税の確定申告をした場合は、市・県民税の申告は不要です。)
②	市・県民税の申告が必要な場合があります。	酒田市役所 税務課市民税係	●所得証明書等を取得する場合や国民健康保険税の軽減措置を受ける場合、申告書の「3．前年中に収入がなかった場合の記入欄」を記入して下さい。
③	確定申告、市・県民税の申告は必要ありません。		